第３７回審議会議事概要（公表用）

開催日時：平成３０年２月１６日　金曜日　午後４時００分から５時３０分

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター３階

出席委員：伊藤　公雄　　大阪大学名誉教授

岩井 政道　　大阪ガス株式会社 理事人事部長

川口　章 　 　同志社大学政策学部長

神崎　英徳　　株式会社ＰＲリンク　代表取締役

小﨑　恭弘　　大阪教育大学教育学部准教授/ＮＰＯ法人ファザーリング・ジャパン顧問

寺島　絵美　　日本労働組合総連合会大阪府連合会 女性委員会副委員長

中川　千恵美 大阪人間科学大学人間科学部 社会福祉学科長/教授

中田　理惠子　一般財団法人 大阪府人権協会評議員

橋本　佳与 　読売新聞大阪本社 生活教育部長

三成　美保 　奈良女子大学副学長/研究院生活環境科学系教授

山中　京子 　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

会議の概要

１　開会　男女参画・府民協働課長挨拶

２　議事

（１）「医療関係者・教職員向けＤＶ被害者対応マニュアル」の改訂について（報告）

・質疑応答

◎主な意見等（○：委員（敬称略）、●：事務局）

　○委員）　大阪府では、DVと性暴力被害の連携はどうなっているか。

●事務局）国の方針で都道府県に1箇所ワンストップ支援センターの窓口を設置することとなっている。大阪府青少年・地域安全室治安対策課では、犯罪被害者支援の一環として、国の交付金を活用し、H29年度から、ワンストップ支援センターとなっている阪南中央病院の「SACHICO」の相談支援事業等を補助している。また、「SACHICO」以外の病院でも、セカンドレイプなどの２次被害への配慮について、理解をいただいている協力医療機関も増えてきていると聞いている。

○委員）　マニュアルを教職員にどのようにして周知していくのか。また、子どもが幼少期の段階でも、DVが起きていると聞いているため、幼稚園、保育園にも周知した方がいいと思うがどうか。

　●事務局）府立高校・支援学校については、校長会で周知させていただき、小中学校については、2月20日に人権教育担当指導主事連絡会で、各市町村の教育委員会に周知させていただく予定である。また、調整中であるが、教育センターで実施する人権研修でも、説明させていただく予定である。なお、現場の教職員にどのように伝えていくかについては、学校長の采配に任せている。

○委員）　大阪府は、他府県に比べて、先駆けてマニュアルを作成しているので、いろんな形で活用していただければと思う。

○委員）　市町村の幼稚園、保育園担当ぐらいには、周知しても良いのではないか。

●事務局）幼稚園・保育園への周知については、今回のマニュアルは、小学生以上を対象に記載しているため、今のところ考えていません。

　○委員）　マニュアルの取扱いは、注意するべきものであるが、こちらは、公表しないのか。

　○委員）　このマニュアルは、よく整理されているため、取扱いに注意するべき情報を除いて公表するべきではないか。公表することで、医療関係者や教職員の方に、幅広く周知できるのではないかと思う。

　●事務局）一度、検討させていただく。

　○委員）　前回のマニュアルを作成した際は、概要版を作成していた。現場で使用してもらうことが大切であるため、概要版を作成すべきではないか。

　○委員）　DVが起きてからの対応も重要であるが、起きる前の予防教育も重要であると思う。教職員向けマニュアルで、「子どもを被害者にも加害者にもしない教育」に取り組むと記載しているが、教職員の方が、実際どのように子どもに対応したらいいのか分からないと悩んでいたことを聞いたことがある。

　●事務局）「子どもを被害者にも加害者にもしない教育」というのは、「いじめ」の問題で良く聞く。

○委員）　教職員向けマニュアルでも、予防教育の関係性について、少しふれている。

　○委員）　学校教育の視点から話させていただく。教育庁でも予防教育や子ども自身が人権意識を高めることが重要であると考えており、人権教育の研修でもCDを配布して取組んでいる。しかし、学校現場はとても忙しく、学力向上に力を注ぐのが精一杯である。管理職の判断もあるが、人権やDVのような本当に大切な教育に手が回らない場合もある。

　○委員）　根本的な解決のために、人権やDVのような本当に大切な教育については、外部の専門家を入れるなども有効かもしれない。

　○委員）　宝塚市の性的マイノリティのリーフレットはホームページで公表している。PDF版なので、興味ある方はダウンロードできる。

　○委員）　性暴力・児童虐待、ハラスメント・性的マイノリティといろんな問題があるが、今回改訂したマニュアルの位置付けを教えてほしい。

　●事務局） 位置付けであるが、DV被害者対応に特化したマニュアルである。児童虐待については、福祉部の担当分野である。また、労働関係のハラスメントは、商工労働部がハラスメント対応マニュアルを策定している。なお、性的マイノリティは、昨年度、人権局が大阪府の当面の方針を策定したが、マニュアルについては、まだ、策定されていない状況である。

　○委員）　それぞれの部局でマニュアルを策定していることは分かったが、全体を掌握している部局はあるのか。

　●事務局）「おおさか男女共同参画プラン」は、男女共同参画にかかる各部局の施策をまとめたものである。また、施策の具体的な取組について、年１回、現状と施策の状況をとりまとめている。ただし、それぞれの部局でマニュアルを策定しているかについてまでは、確認していない。

　○委員）　性的マイノリティについて、男女共同参画プランに記載することがどうかという動きもあったが、大阪府は、全国ではじめて１０年前に男女共同参画プランの中で、性的マイノリティについて記載した。

　○委員）　今回のマニュアルの改訂で、はじめて性的マイノリティのDV被害者への対応について記載した。また、性的マイノリティの相談先についても、記載した。

　○委員）　教職員向けマニュアルの「学校における関係機関と連携例」でも記載しているが、教育現場で大きく貢献している福祉職のソーシャルワーカーや保健師にも情報を伝えていただき、研修にも参加できるようにしていただきたい。

　○委員）　大阪府内で生まれた新生児については、保健師は全戸訪問しているため、たしかに、そういった方々に、情報を入れるべきではないかと思う。

　○委員）　教育現場はとても忙しいので、今後、教職員を目指す学生等に、DV等の基礎知識を学ぶ場を作ってみてもいいのではないか。

　○委員）　大阪府でもジェンダー教育を必須科目に入れるという話もあったが、前に進まなかった。

　○委員）　DVについては、教養の必須研修にしても良い問題だと思う。教員養成系の大学でも、人権の学習は必須ではなく、必須にしている学校も全国的にも少ない。人権の学習については、重要な問題であり、必須にすべきであると考える。

　○委員）　以前、私のジェンダー論の授業を受けた学生が、その授業を聞いて、はじめて、自分自身が性暴力を受けていたことが分かった事例があった。

　○委員）　必須科目ではないが、「ジェンダー論への招待」という授業でDVについて講義をしている。毎年、途中で何人か部屋を出て行く学生やメールなどで自分自身の母親がDVを受けていたと相談してくる学生もいる。

（２）平成２９年度及び平成３０年度の男女共同参画施策に関する取組について（報告）

　・質疑応答

◎主な意見等（○：委員（敬称略）、●：事務局）

　　○委員）　事業主行動計画の策定が努力義務である府内の大部分を占める中小企業に対し、女性活躍推進を促していくための新たな認証制度の取組を行うと聞いたが、地方公共団体は、えるぼし等の認証制度の対象であるか。また、対象であれば、えるぼし等の認証制度に大阪府も登録するべきではないか。

　　●事務局）地方自治体は、認証制度の対象と考えていない。もし、えるぼし等の認証制度を登録するとなれば、大阪府の場合は、雇用主である任命権者は、大阪府知事、大阪府公安委員会、大阪府教育庁であるため、それぞれの任命権者ごとになるのではないかと思う。

　　○委員）　兵庫県では、いろんなインセンティブがあり、兵庫県の公募型企画競争方式（プロポーザル方式）.にポイント加算がある。企業は、名前や名誉も大事であるが、メリットが必要と考えている。インセンティブを取り入れている地方公共団体はあまりないが、中小企業の多い大阪府では、かなり需要があるのではないかと考える。また、先程、説明を聞かせていただいた高校・大学等でのライフデザインセミナーについては、とても大事な事業であると考えている。静岡県、富山県、福井県の専門学校、高校、大学では、ライフデザインについて、授業を実施しているが、これらの授業では地元愛を持ってほしいことや、東京に行かず、地元で過ごしていく選択肢も伝えている。そこが、ライフデザインセミナーのすばらしいところである。実際に、昨年、豊中高校で１０クラスの授業をさせていただいたが、生徒もとても面白がっていた。ライフデザインについては、家庭科の教養授業となるが、教職員の方に伝えていただき、広げていただければ、活性化するのではないかと思う。

　　●事務局）現行の「男女いきいき・元気宣言」の登録制度では、りそな銀行や商工中金で若干の利子の優遇措置を受けることができる。また、公共調達のインセンティブも検討しているが、各発注部局では、女性活躍推進以外で重要な部分もあるので、本インセンティブを採用しない可能性もある。強制的な制度であれば問題ないが、やるかぎりには、もう少し検討したい。

　　○委員）　指定管理者のドーン運営共同体との連携についてお聞きしたい。

●事務局）ドーンセンターでは、府からの委託料金や利用料金の収入も含め、歳入・歳出を任せる利用料金制による指定管理者制度を導入している。平成28年度から5年間は、大阪府男女共同参画推進財団や大阪府青少年活動財団、ビルメンテナンス会社の菱サ・ビルウェア、NPO法人大阪現代舞台芸術協会の4団体からなるドーン運営共同体に委託している。指定管理者には、自主事業等を実施し、活性化を図ってもらっている。相談事業については、大阪府男女共同参画推進財団に委託している。また、指定管理者と当課で、月に1回、定例会を実施しており、その内の４回に一度は、男女参画・府民協働課長とドーン運営共同体の理事長が出席し、館の運営について協議している。

○委員）　ライフデザインセミナーや女性経営者の講師等の件であるが、等身大の身近な方を選定することが大事と思うが、どのようにして講師を選定しているのか教えてほしい。

●事務局）当課の職員が、色々な団体のセミナーに参加する中で、名刺交換や意見交換を行ったり、セミナーの参加者から紹介いただいたりすることで、選定している。また、商工労働部は、女性活躍の関係で、女性起業者の方等を紹介してもらっている。なお、環境農林水産部からは、女性農業者の方を紹介してもらっている。

○委員）　大学のキャリアの授業で、卒業生を招き、授業を行っている。卒業生というのは、ロールモデルの講師としては、適任ではないかと思う。

●事務局）大学生が、興味を持って自分の意思で参加するのは難しいため、大学キャリアセンターに協力していただきたいと思っている。

○委員）　講師等については、女性研究者支援センターや社会福祉学類等、色々な分野で協力できると思う。

●事務局）「ドーン de キラリ フェスティバル2017」のセミナーでは、大阪府立大学の理系女子大学院生チームのＩＲＩＳを講師として招き、理系分野の学生の体験を語ってもらうことで、中学・高校に通う女子生徒やその保護者に、「理系選択の未来」を身近に感じてもらった。

○委員）　ジェンダー政策の授業を担当しているが、京都府からロールモデルセミナーの依頼があり、ある二人の女性をロールモデルの講師として招き、学生に対し、ライフデザインセミナーの講演をしてもらった。ジェンダー関連の教職員を通じて、参加者を呼びかければ、学生はたくさん集まると思う。

○委員）　京都府は、ＮＰＯ法人を通じ、8大学に助成金を支出している。その助成金を利用し、出前授業として、キャリアアップセミナーを実施している。

○委員）　女性リーダーを育成することは重要であると思う。他府県の女子学生もターゲットにし、企業と協力すれば、大阪府は、もっと女性活躍の推進を図れると思う。

以上